

# 第4次男女共同参画うみプラン

～認めあい 思いやり 支えあうまち～

令和5年4月

宇美町

## ～はじめに～

本格的な人口減少や超高齢化社会を迎え、誰もが性別にかかわらず、その意欲に応じて個性と能力を発揮できる、公正で多様性に富んだ社会を実現することがますます重要となっています。

平成 27 年 8 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、男女が共に子育てや介護等をしながら働きやすい職場環境づくりを推進するなど、仕事と生活の両立ができる男女共同参画社会の実現に向け、着実に進んで参りました。女性の就業者が増加するなど女性の参画が進んでいる分野がある一方で、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%」とする政府の目標は達成できていないのが現状です。とりわけ、参画が進んでいない分野における女性の参画拡大、活躍推進を進めることは、喫緊の課題であるといえます。

本町では、平成 19 年に宇美町における男女共同参画社会づくりを推進するために「男女共同参画うみプラン」、平成 24 年に「第 2 次男女共同参画うみプラン」、平成 29 年に「第 3 次男女共同参画うみプラン」を策定し、これまで様々な施策に取り組んでまいりました。

「第 3 次男女共同参画計画うみプラン」は、平成 29 年 12 月に施行した「宇美町男女共同参画推進条例」に定める基本理念の実現と基本的施策の推進を目指したもので、これまでの「男女共同参画社会基本法」に基づく計画に加え、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」に基づく市町村計画としても位置付けました。

第 3 次男女共同参画うみプランが令和 4 年度で終了することから、後継計画として「第 4 次男女共同参画うみプラン」を策定します。本計画では、第 3 次男女共同参画うみプランや第 5 次福岡県男女共同参画計画を踏まえつつ、町民の誰もが性別によることなく活躍することができるまちづくりの実現を目指します。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました宇美町男女共同参画推進審議会の委員の皆様、ご協力をいただきましたすべての方々に心より感謝を申し上げます。

令和 5 年 4 月

宇美町長 安川 茂伸

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・・・3 p
2. 計画策定の背景・・・3 p

## 第2章 現状と課題

1. 国勢調査から見える町の現状・・・・・・・・7 p
2. 県民意識調査から見える現状と課題・・・9 p

## 第3章 計画の概要

1. 基本理念・・・・・・・・15 p
2. 計画の位置づけ・・・16 p
3. 計画の期間・・・・・・・・16 p
4. 基本目標・・・・・・・・16 p
5. 計画の体系・・・・・・・・17 p

## 第4章 具体的な施策

1. 基本目標Ⅰ 男女共同参画理念の浸透・・・・・・・・19 p
2. 基本目標Ⅱ あらゆる分野および世代における男女共同参画の促進・・・22 p
3. 基本目標Ⅲ 健やかで安全・安心に暮らせる環境づくり・・・・・・・・27 p

## 第5章 計画に関する資料

1. 宇美町男女共同参画推進条例・・・・・・・・31 p
2. 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・36 p
3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・43 p
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・58 p

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきましたが、まだ不十分な状況です。

一方、少子高齢化や社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の実現は、緊要な課題となっています。

そのようなことから「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されました。

これまで我が国では、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）や「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）の制定、「女子差別撤廃条約」の批准など男女平等に向けた取組が国際社会の動きとも連動しながら進められてきました。

加えて、近年では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）の施行や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）の施行など新たな課題に対する取組も出てきています。

しかしながら、あらゆる分野で固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っており、政策・方針決定への参画、職場における能力発揮、男女間の様々な暴力などがいまだ存在しているのが現状であります。

男女共同参画社会を形成していく上での施策は、教育や啓発、労働、子育て支援、男女における暴力の問題など多岐にわたっています。そこで、男女が共に尊重し合い、様々な分野で個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策の体系化と総合的かつ計画的な事業の推進を図るため、宇美町では平成30年4月に「第3次男女共同参画計画うみプラン」を策定しました。

第3次男女共同参画計画うみプランの計画期間が令和4年度末に終了することから、その成果や課題を整理し、多様化する社会情勢に対応するため「第4次男女共同参画計画うみプラン」を策定するものです。

## 2. 計画策定の背景

### (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

令和2年のはじめごろから感染が拡大しはじめた新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威を

振るい、我が国では女性に対し、より大きな社会的・経済的影響をもたらしました。

度重なる外出自粛によるストレスや職場の休業による生活不安などからくる女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念され、また、女性比率の高い非正規雇用労働者、宿泊業、飲食サービス業への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に影響が強く表れています。さらに、家事や育児、介護など、女性へのさらなる負担増が懸念されます。

## (2) 国際社会の動き

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和50年に「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」を開催し、この年を「国際婦人年」と定め、各国がとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。また、昭和51年から昭和60年までの10年間を「国際婦人の10年」と宣言し、女性の人権擁護や男女平等に向けた取組を展開してきました。

平成7年に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、現在の女性の地位の向上に関する国際的な指針ともいえるべき「北京宣言・行動綱領」が採択されました。

平成18年からは、政治・経済・教育・健康の4分野で男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」が世界経済フォーラムにより毎年公表されており、各国のランク付けが行われています。

平成23年には、女性の参画の拡大や女性の経済的エンパワーメントの強化等を促進するため、国連婦人開発基金等の国連4機関を統合して「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(Un Women)」が設立され、我が国は初代執行理事国（任期3年）に選出されました。

平成27年の国連サミットでは、国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、目標の一つに「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられると共に、すべての目標においてジェンダーの視点に立つジェンダー主流化が不可欠とされています。

### ～ SDGs（持続可能な開発目標）～

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



### (3) 国の動き

日本国内では、昭和50年に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年には、「国内行動計画」が策定されました。昭和60年には「女子差別撤廃条約」が批准されたことにより、男女平等を推進するための国内法制度の見直しが行われ、昭和61年に「男女雇用機会均等法」、平成4年に「育児休業法」、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

平成12年には、男女共同参画基本法に基づく初めての行動計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、平成13年には「DV防止法」が制定されました。

平成27年には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行等を変革していくことや同年8月に成立した「女性活躍推進法」の着実な施行等により、女性採用・登用のための取組み、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることなどが盛り込まれています。

また、女性活躍推進法の施行に伴い、平成28年4月から、従業員が301人以上の企業においては、女性の採用や管理職の割合の数値目標等を盛り込んだ特定事業主行動計画の策定と公表が義務付けられました。

平成30年には、選挙において男女の候補者数ができる限り均等となること等を目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、ワークライフバランスを目指した様々な法改正も行われました。

しかしながら、令和4年に公表された我が国のジェンダー・ギャップ指数は146か国中116位と、諸外国に比べ非常に遅れています。教育、健康の項目は世界トップクラス（教育は世界1位）である一方で、経済、政治の項目が非常に低い値となっています。

そこで、数値の低かった「経済・政治」の分野において、令和4年6月に政府決定した「女性版骨太の方針2022」において、「女性の経済的自立」や「女性の登用目標達成」等、政府全体として今後重点的に取り組む事項を定めています。

### (4) 福岡県の動き

福岡県では、国の施策に伴い、様々な取組が実施されてきました。昭和55年には婦人問題に関する解決に向けた「婦人問題解決のための福岡県行動計画」、昭和61年には「第2次福岡県行動計画」、平成8年には「第3次福岡県行動計画」が策定され、県内の男女共同参画に関する拠点となる「福岡県女性総合センター あすばる（現：福岡県男女共同参画センター あすばる）」が開館しました。

その後、平成14年には「福岡県男女共同参画計画」、平成8年には「第2次福岡県男女共同参画計画」、平成23年には「第3次福岡県男女共同参画計画」、平成28年には「第4次福岡県男女共同参画計画」、令和3年には「第5次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

この「第5次福岡県男女共同参画計画」では、「男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること」、「男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機

会が確保されること」、「男女が社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと」が基本理念に掲げられています。

#### (5) 宇美町の動き

本町では、男女共同参画基本法の制定を受け、平成14年12月に策定した「宇美町第4次総合計画」の中で「男女共同参画社会づくり」を基本施策の1つの柱として位置づけ、男女共同参画への取組が始まりました。

平成19年に、宇美町における男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的、効率的に推進するため「男女共同参画うみプラン」を策定し、男女共同参画事業を展開してきました。

平成24年には、社会情勢の変化や庁内だけでなく、関係機関や団体等と共働した事業展開を図るため「第2次男女共同参画計画うみプラン」を策定し、平成29年には、男女共同参画推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため「宇美町男女共同参画推進条例」を定めました。

そして平成30年に、宇美町男女共同参画推進条例に定める基本理念の実現と基本的施策の推進を目指した「第3次男女共同参画計画うみプラン」を策定しました。

## 第2章 現状と課題

### 1. 国勢調査から見える町の現状

令和2年実施の国勢調査の結果による当町の基礎資料から、現状の把握と分析を行います。

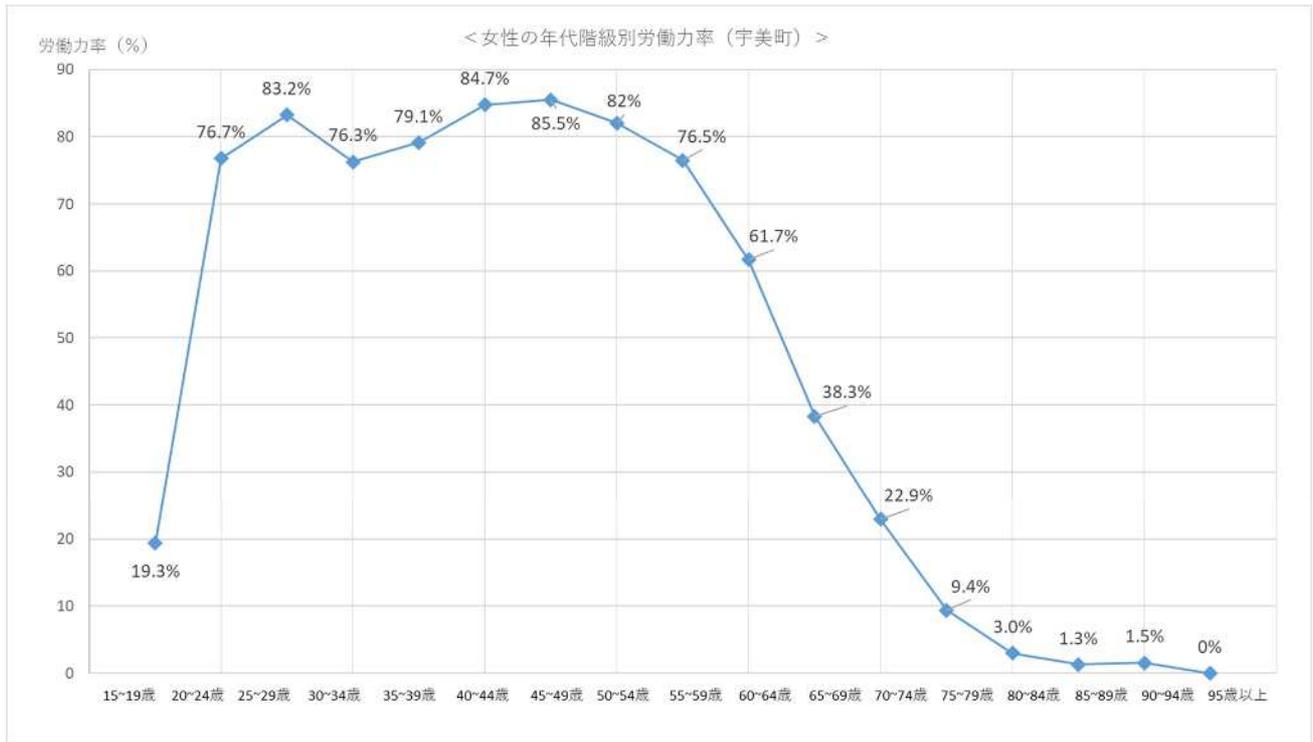
#### (1) 人口（男女年代別人口構成）

国勢調査の結果による令和2年10月1日時点の本町の年代別人口構成を見ると、男性は40代後半が最も多く、ほぼ同数で60代後半、次いで70代前半が多く、女性は60代後半が最も多く、次いで70代前半が続いています。また、男女ともに30代前半以下の若い世代の人数が少なく、今後、時間の経過とともに高齢人口の割合が高くなっていくことが予想されます。



## (2) 女性の就業状況（女性の年代階級別労働力率）

同じく国勢調査による結果から、女性の就業状況について年代階級別労働力率を見ると、出産や育児などを行う 30 代を中心に労働力率が下がる、いわゆるM字曲線を描く傾向にあります。これは、女性が「仕事か家庭か」という選択を迫られている状況にあることを示しています。近年、この傾向は徐々に解消しつつありますが、依然としてこの状況は残ったままになっています。



## 2. 県民意識調査から見える現状と課題

福岡県が実施した県民意識調査をもとに現状を把握するため、今回の調査結果（令和2年公表）と前回の調査結果（平成26年公表）との比較を行います。

### （1）固定的性別役割分担意識

～「男は仕事、女は家庭」という考えにどの程度同感するか～

#### a. 今回の調査結果

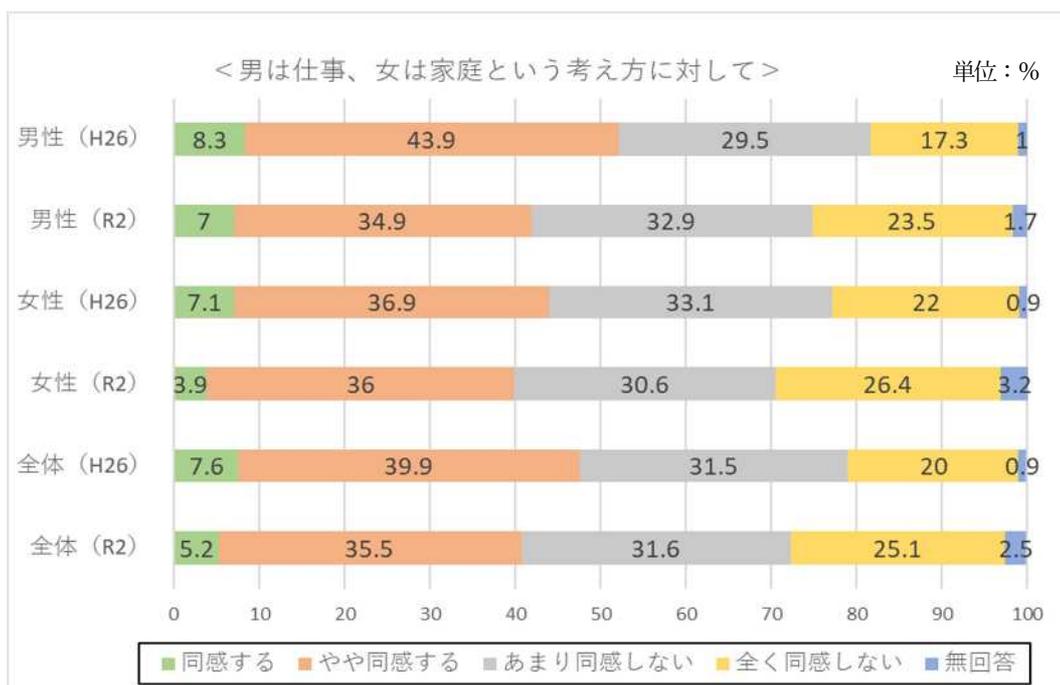
- ・男女共に「全く同感しない」「あまり同感しない」と回答した「否定派」が60%近くと過半数を占めている
- ・それに対し、「同感する」「やや同感する」と回答した「肯定派」も40%ほど存在している
- ・男女ともに18～39歳までの比較的若い世代で、「否定派」の割合が高い

#### b. 前回との比較

- ・男性の「否定派」の割合が10ポイント程度増えている
- ・平成26年に8ポイントほどあった「否定派」の男女差が令和2年ではほぼなくなった

#### c. 結果および課題

- ・前回の調査から、男性の「否定派」が増え、男女差がほぼなくなったことから、固定的性別役割分担意識が少しずつ解消されてきているといえる
- ・一方、「肯定派」が40%近く存在することからわかるように、根強く意識が残っている現状が見受けられる
- ・この意識は女性の就労状況にも影響を与え得るものであり、引き続き解消に向けて取り組んでいく必要がある



## (2) 家庭内の役割分担の状況

～炊事・掃除・洗濯などの家事を主に行うのはだれか（配偶者やパートナーがいる人に対して）～

### a. 今回の調査結果

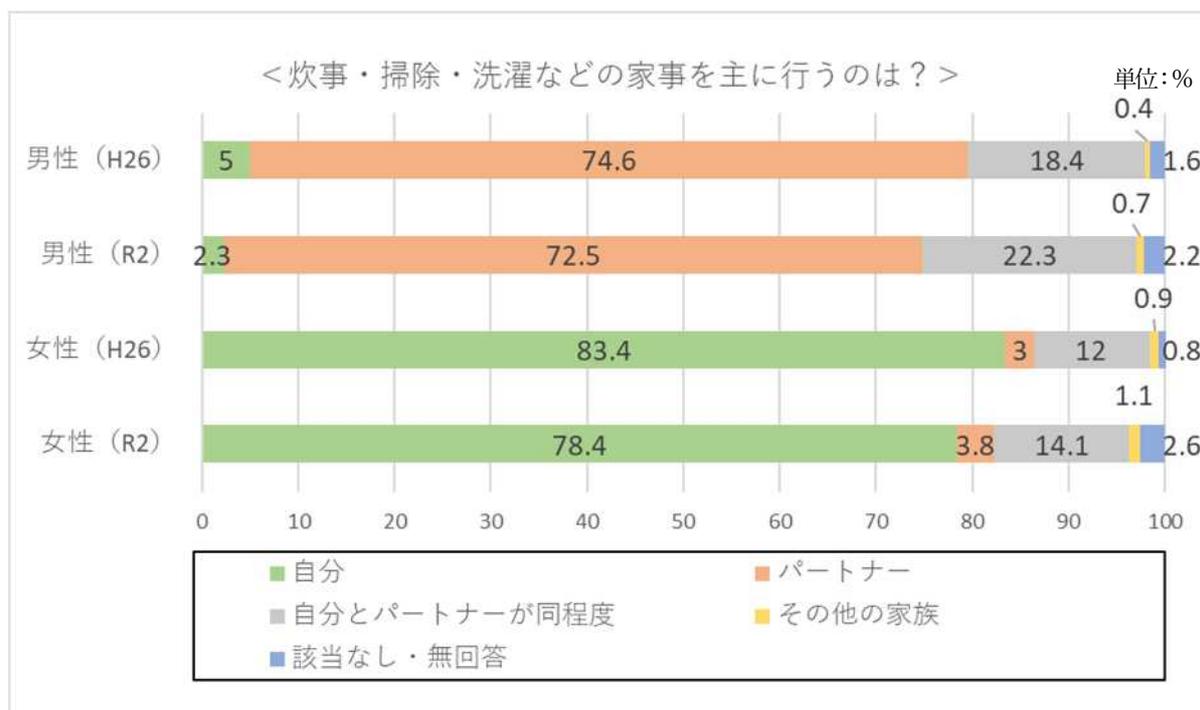
- ・女性は「自分」が行うと回答した人が78.4%
- ・男性は「パートナー」が行うと回答した人が72.5%
- ・「自分とパートナーが同程度」行うと回答した人の割合は、男性が女性より8.2ポイント高い

### b. 前回との比較

- ・女性は「自分」が行うと回答した人が5ポイント減少
- ・男性は「パートナー」が行うと回答した人が2ポイント程度減少
- ・「自分とパートナーが同程度」行うと回答した人の割合が男女ともに増加（2～4ポイント）

### c. 結果および課題

- ・女性の「自分」が行う、男性の「パートナー」が行うと回答した割合が減少していることから、少しずつ男性も家事を分担する人が増えてきていることが伺える
- ・減少傾向にはあるが、いまだに女性が主に家事を担っている家庭が7割～8割近くと、高い水準にある
- ・一方、「自分とパートナーが同程度」行うと回答した割合は、男性の方が女性より8.2ポイント高くなっており、女性と男性の「家事を分担している」とのとらえ方に差が見受けられる



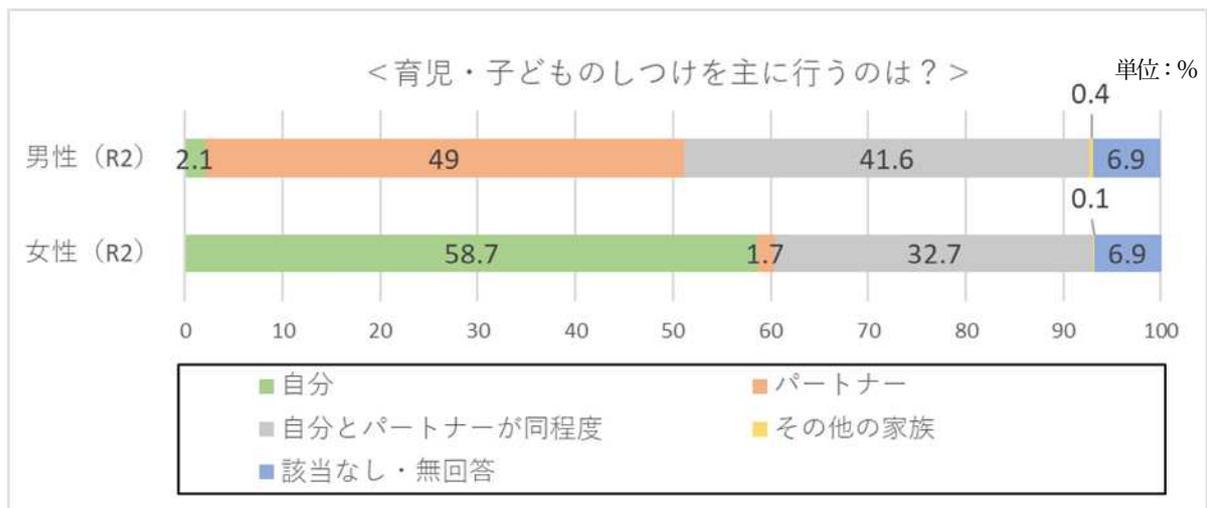
～育児・子どものしつけを主に行うのはだれか～

a. 今回の調査結果（この項目は今回の調査結果のみ）

- ・女性は「自分」が行うと回答した人が 58.7%
- ・男性は「自分」が行うと回答した人が 2.1%
- ・「自分とパートナーが同程度」行うと回答した人は、女性が 32.7%、男性が 41.6%

b. 結果および課題

- ・「自分とパートナーが同程度」行うと回答した人の割合が 3～4 割程度あり、家事分担と比較して「一緒に行うもの」との認識が強いことが分かる
- ・家事と同様「自分とパートナーが同程度」行うと回答した割合は男性の方が 9 ポイントほど高くなっており、家事同様「分担している」とのとらえ方に差が見受けられる
- ・家庭内においては女性が家事・育児を担う場面が多く、「自分とパートナーが同程度」行う家庭の割合が増えていくような働きかけが必要と考える



### (3) 学校教育における男女の平等感について

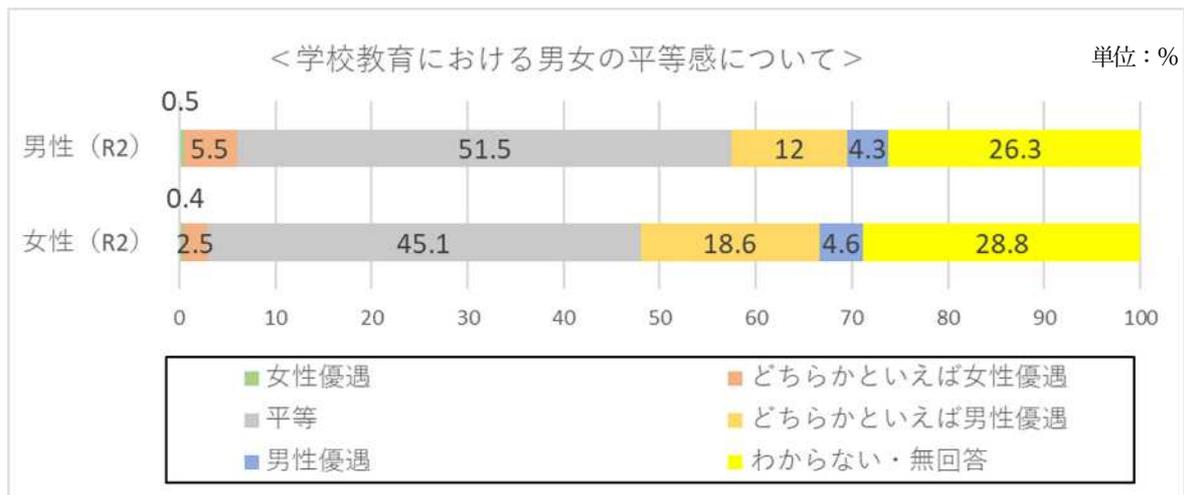
～学校教育において男女は平等と感じているか～

a. 今回の調査結果（この項目は今回の調査結果のみ）

- ・女性「平等」と答えた割合が45.1%、男性は、51.5%
- ・男性で「男性優遇」、「どちらかといえば男性優遇」と回答した割合（16.3%）が、「女性優遇」、「どちらかといえば女性優遇」と回答した割合（6%）を大きく上回っている

b. 結果および課題

- ・男女共に半数ほどは「平等」と感じている
- ・男女共に、「男性の方が優遇されている」と感じる割合が15%を超えている
- ・「平等」と感じる人の割合が高まるような教育環境が求められる



#### (4) 女性が職業を持つことに対する考え方について

～女性が職業を持つことに対してどう感じているか～

この調査項目では、「女性が職業を持つこと」について、①「考え方」と②「現実の働き方」の二つの視点で調査が行われています。

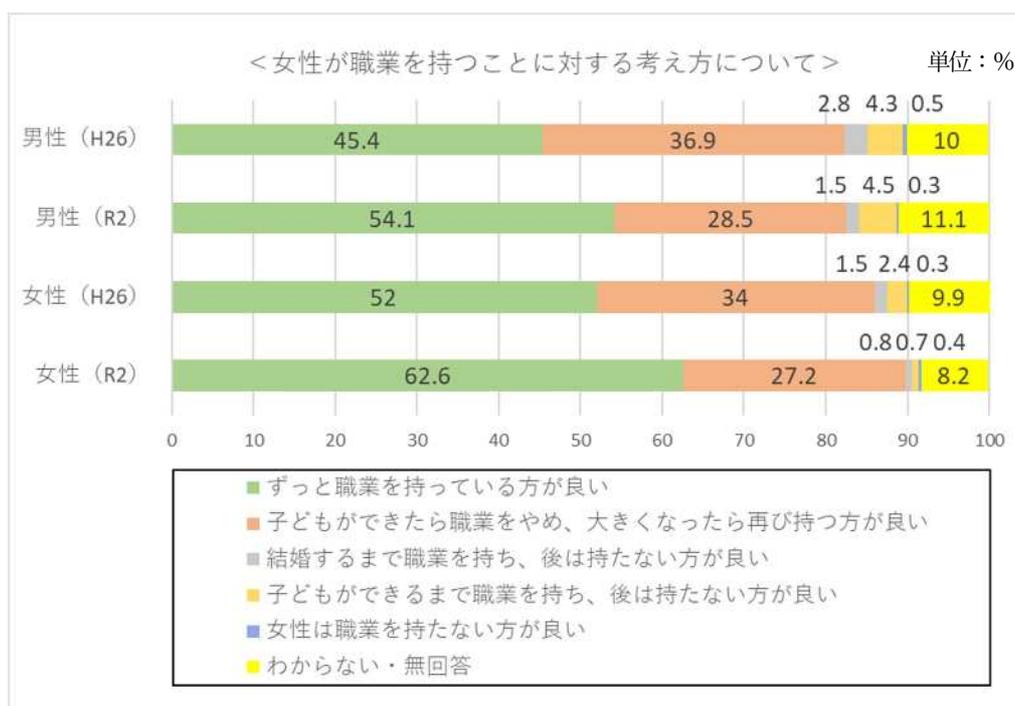
##### a. 今回の調査結果

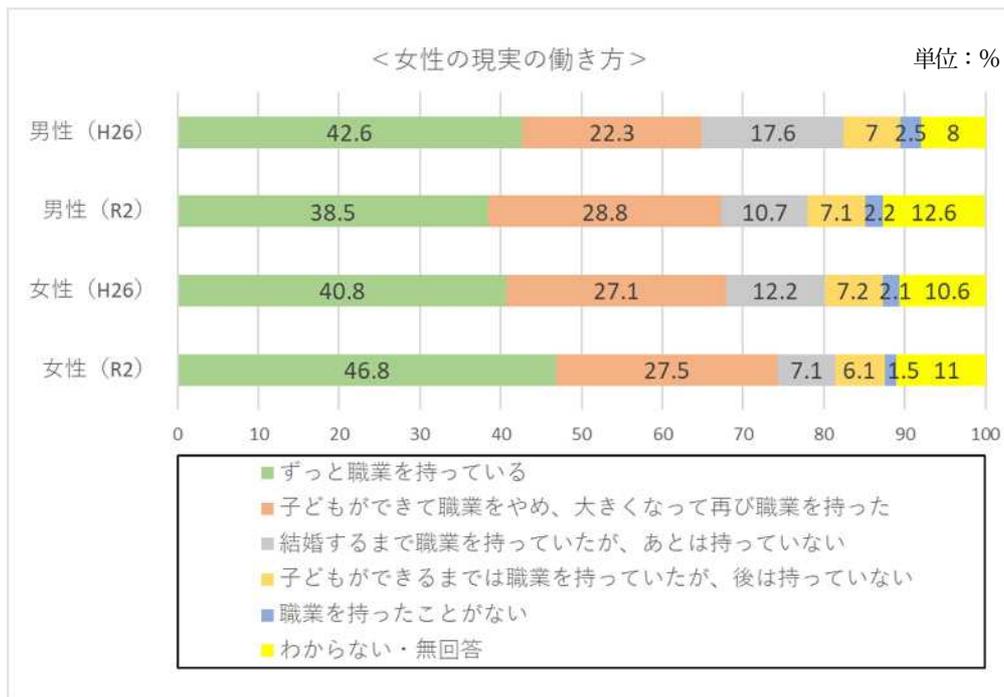
##### ①「女性が職業を持つこと」に対する考え方について

- ・男女共に「ずっと職業を持っている方が良い(=就労継続志向)」との回答が最も多く、約60%を占める
- ・次いで、「子どもができたらか職業をやめ、大きくなったら再び持つ方が良い(=M字型就労志向)」との回答が約30%程度
- ・「結婚するまで職業を持ち、後は持たない方が良い」、「子どもができるまで職業を持ち、後は持たない方が良い」、「女性は職業を持たない方が良い」(=専業主婦志向)の回答の割合は低い

##### ②「女性が職業をもつこと」に対する現実の働き方について

- ・男女共に「就労継続志向」の方の割合と「実際に就労を継続している」人の割合との間には15ポイント程度の開きがある
- ・男女共に「M字型就労志向」に関する考え方と現実の働き方にほとんど差がない
- ・男女共に「専業主婦志向」の割合と「現実の働き方として専業主婦をしている」人の割合との間には開きがある





## b. 前回との比較

### ①「女性が職業を持つこと」に対する考え方について

- ・就労継続志向の割合は、男女共に前回調査から 10 ポイント近く増加
- ・M字型就労志向の割合は、男女共に 9 ポイント近く減少
- ・前回調査時は、M字型就労志向について、考え方と現実の働き方との間に開きがあった
- ・専業主婦志向の方の割合は、もともと多くはなかったものの、さらに減少している

### ②「女性が職業を持つこと」に対する現実の働き方について

- ・就労継続している割合は、女性が 6 ポイント増加、男性が 4 ポイント程減少
- ・現実の働き方として、専業主婦をしている人の割合が女性で約 5 ポイント、男性で約 7 ポイント、それぞれ減少
- ・M字型就労については、女性でほとんど割合に変化がない一方、男性は 6 ポイント程度増加

## c. 結果および課題

- ・M字型就労については、前回調査時は「考え方」と「現実の働き方」に差があり、望んだ形を取ることができていない状況が推察されたが、今回の調査では差がほぼなくなった
- ・就労継続志向については、男女ともに考え方と現実の働き方に 15 ポイント程度の乖離があることから、就労継続をしたくても（してほしくても）できていない状況が見受けられる
- ・特に女性の方が就労継続を望む割合が高いことから、就労を継続したくても子育て等の理由によりやむを得ず離職せざるを得ない、より困難な状況となっていることが伺える
- ・「就労継続を希望しているが、現実として断念している」層を、いかに就労継続につなげられるかが、ひとりひとりが望む働き方の実現に向けての課題である

## 第3章 計画の概要

### 1. 基本理念～認めあい 思いやり 支えあうまち～

男女が互いの人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる活力あるまちの実現を目指し、宇美町男女共同参画推進条例第3条に規定する8つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

#### 宇美町男女共同参画推進条例（抜粋）

##### ～ 基本理念 ～

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

1. 全ての人に、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
2. 全ての人に、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
3. 全ての人に、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
4. 全ての人に、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、学校、職域、地域等における活動を行うことができるよう配慮されること。
5. 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女共同参画教育が推進されること。
6. 全ての人に、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産その他の生殖と性に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されること。
7. ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等が個人の尊厳を侵すという人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。
8. 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

## 2. 計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ・女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- ・DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村計画」

## 3. 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

## 4. 基本目標

本計画では、現状や課題を踏まえ、基本理念に掲げる男女共同社会の実現に向けて、次の3つを基本目標として取り組みます。

### I 男女共同参画理念の浸透

町民の誰もが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、個性や能力を十分に発揮し、家庭や地域社会をはじめ、あらゆる場において活躍できるよう、男女共同参画についての啓発・教育をさらに充実し、基本理念がひとりひとりへ浸透していくことを目指します。

### II あらゆる分野および世代における男女共同参画の促進

誰もが暮らしやすい社会を実現するためには男女双方の視点が必要であり、意思決定の場面において男女双方の考えを反映することができるような環境づくりを推進することが重要です。就労、家庭等の場面のみに限らず、あらゆる分野、あらゆる世代において、男女が共に対等な構成員として参画する機会が確保できるように取り組んでいきます。

### III 健やかで安全・安心に暮らせる環境づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、性犯罪、性暴力やストーカー行為などのあらゆる暴力や性による差別的行為、人権侵害は男女の平等や個人としての尊厳を重んじた対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害する要因であることを理解し、その根絶に向けた取組みの充実を図ります。

また、近年問題化している生活困窮者やひとり親家庭等の様々な人が安心して暮らせるような支援や取組みを進めていきます。

## 5. 計画の体系

基本目標	施策の方向	具体的施策
Ⅰ 男女共同参画理念の浸透	①男女共同参画社会の形成に向けた意識改革	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報や啓発の充実
		(2) 男女共同参画に関する調査研究および情報の収集や提供
	②男女共同参画の意識を高める教育および学習の推進	(1) 幼児期からの教育および学習の推進
		(2) 学校等における男女共同参画教育の推進
Ⅱ あらゆる分野および世代における男女共同参画の促進 (女性活躍推進法に関連)	①政策および方針等の決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会等への女性の参画推進
		(2) 女性町職員の職域拡大
	②働く場における男女共同参画と女性活躍の推進	(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
		(2) 女性の就業支援
		(3) 事業所の女性活躍の取組支援
		(4) ワークライフバランスの推進
	③地域や家庭における男女共同参画の推進および促進	(1) 地域活動における男女共同参画の促進
		(2) 家庭における男女共同参画の促進
	④防災分野における男女共同参画の推進	(1) 防災分野における女性の視点の反映
	Ⅲ 健やかで安全・安心に暮らせる環境づくり (DV防止法に関連)	①健やかで充実した生活環境の確保
(2) 生涯を通じた心身の健康支援		
(3) 多様な人々の健やかな暮らしに向けた支援		
②配偶者等からの暴力の防止および被害者支援		(1) DV防止に向けた意識啓発
		(2) 相談体制の充実
③男女共同参画を阻害する暴力への対策		(1) 暴力防止に向けた意識啓発と被害者支援

## 本計画と関連のあるSDGsの目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力開花）を図る</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>働きがいも経済成長も</p>	<p>すべての人のための包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を促進する</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>人や国の不平等をなくそう</p>	<p>国内および国家間の格差を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>住み続けられるまちづくりを</p>	<p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続的にする</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発に向けて、平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

## 第4章 具体的な施策

### 1. 基本目標 I 男女共同参画理念の浸透

少子高齢化、人口減少など社会情勢が急激に変化していくなかで、持続可能な活力ある社会を維持するためには、多様な人材を活かす必要があり、そのためには男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

SDGs では、目標5に「ジェンダー平等の実現」を掲げており、また、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化はすべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものであるとされています。

第2章2(1)で挙げているとおり、福岡県が令和2年3月に公表した県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭という考え方にどの程度同感するか」との調査に対し、男女とも「否定派」が60%近くと過半数を占めており、この数値が過去に行った同様の調査と比較しても増えてきていることから、徐々に固定的性別役割分担意識は薄れてきているといえます。

しかしながら、裏を返すと40%近くの方がいわゆる「肯定派」であり、いまだに根強く意識として残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する一因となっていることが伺えます。

男女共同参画社会の実現に必要な施策との問いに対しては、「男性が家事・育児・介護・地域活動に参加していくよう啓発や情報提供を行う」が上位6位に入っており、男女共同参画理念の浸透のためには、この問題に対する効果的・積極的な働きかけが重要と考えます。

ここからは、設定した基本目標の実現に向けた具体的な施策における主な事業内容とその成果指標および活動目標を示していきます。なお、基本目標IからIIIを通じて、具体的取組が情報の周知や提供となっているものについては、具体的な成果指標および活動目標は省略します。

#### 【基本目標 I に関する SDGs】



## ＜施策の方向① 男女共同参画社会の形成に向けた意識改革＞

### 具体的施策（1）固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報や啓発の充実

#### 【主な事業内容】

事業内容	具体的取組	担当課
固定的性別役割分担意識の解消や、男性の家庭生活への参画を重要視した広報記事の掲載	広報誌への記事の掲載 ホームページでの啓発	まちづくり課
男女共同参画社会の形成に向けた講座、研修会の計画・実施	男女共同参画研修会・講演会・講座の実施	まちづくり課
ポスターやパネル等の展示による意識啓発	男女共同参画週間等の取り組み期間におけるポスター・パネル等の展示 関連書籍ブースの図書館内への設置	まちづくり課 社会教育課

#### 【指標や目標の項目】

指標や目標の項目	現況値（令和元年度） （県調査）	目標値（令和9年度） （町調査）
「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的性別役割分担意識）に対する「否定派」派の割合	56.7%	65%（県：65%）
広報誌を使った情報発信	年2回（令和5年～9年）	
講座・研修会の実施	年1回（令和5年～9年）	
ポスター・パネル等による意識啓発	年3回（令和5年～9年）	

### 具体的施策（2）男女共同参画に関する調査研究および情報の収集や提供

#### 【主な事業内容】

事業内容	具体的取組	担当課
国・県が実施する調査研究内容の把握	各種研究資料の収集・分析	まちづくり課
町民意識の把握	町民意識調査の実施	まちづくり課

#### 【指標や目標の項目】

指標や目標の項目	目標
町民意識調査の実施・分析	令和9年度に実施

## <施策の方向② 男女共同参画の意識を高める教育および学習の推進>

### 具体的施策（1）幼児期からの教育および学習の推進

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
乳幼児期からの男女平等教育の推進	保育園等において、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない幼児教育の実践への働きかけ	こどもみらい課

### 具体的施策（2）学校等における男女共同参画教育の推進

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
学校教育における男女共同参画教育の推進	男女共同参画の理念を踏まえた児童生徒ひとりひとりの個性を伸ばす教育の推進	学校教育課
教職員に対する情報提供	男女共同参画関連資料や研修の案内	学校教育課

#### 【成果指標（具体的施策（1）と具体的施策（2）に共通）】

指標や目標の項目	現況値（令和元年度） （県調査）	目標値（令和9年度） （町調査）
学校教育における男女の平等感	47.9%	58%

## 2. 基本目標Ⅱ あらゆる分野および世代における男女共同参画の促進

あらゆる分野において、政策・方針決定に多様な視点や考え方を反映させるためには、世代や性別にとらわれることなく決定の場に参画する必要がありますが、現状では男女に偏りが見られ、女性登用の拡大が喫緊の課題になっています。

世界経済フォーラムが令和4年に公表したジェンダー・ギャップ指数では、日本は146か国中、経済分野が121位、政治分野が139位と特に低く、国際的にみても遅れているのが現状です。経済分野において、非正規雇用労働者と正規労働者の賃金格差は、非正規労働者の割合が高い女性が貧困に陥りやすい一因であり、女性の経済的自立や活躍という点で重要な課題です。

また、政治分野においても国会議員における女性の割合は10%程度と、女性の考え方、視点を反映させることができる状況とは言い難いのが現状です。

当町においては、審議会等における女性委員の登用率30%を目指してきました。令和4年度当初の調査時点で28.8%と、わずかに到達できていませんが、着実に女性委員の登用率は上昇しています。

また、役場における女性管理職の割合は、少しずつ増えてきてはいるもののまだ24%と低い状態が続いています。

地域に目を向けてみても、女性の自治会長は8.3%、小学校区コミュニティ会長は0%と、男性中心の組織運営が続いています。誰もが暮らしやすい社会を形成するためには、男女双方の視点が必要で、まずは行政が率先して女性の登用に取り組み、男女共同参画の模範を示すとともに、事業所や地域などへ女性の参画への重要性についての理解を促進し、併せて女性自身も地域活動等に関わっていくという意識や行動の改革が必要です。

### 【基本目標Ⅱに関するSDGs】



## ＜施策の方向① 政策および方針等の決定過程への女性の参画拡大＞

### 具体的施策（1）審議会等への女性の参画推進

#### 【主な事業内容】

事業内容	具体的取組	担当課
審議会等への女性の積極的登用への働きかけ	全課に対する女性委員登用率向上の重要性の説明と積極的登用の依頼	まちづくり課 (対象は全課)

#### 【成果指標】

指標や目標の項目	現況値（令和4年度）（町）	目標値（令和9年度）（町）
審議会等における女性委員の比率	28.8%	40%（県：40%）
全課への女性委員登用の重要性に関する説明および積極登用の働きかけ	年1回	

### 具体的施策（2）女性町職員の職域拡大

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
女性職員の職域拡大	特定事業主行動計画に基づいた、性別にかかわらず、能力に応じた人事配置の実施への取り組み	総務課

#### 【成果指標】

指標や目標の項目	現況値（令和4年度）（町）	目標値（令和9年度）（町）
役場内の女性管理職の比率	24%	30%（県：30%）

## <施策の方向② 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進>

### 具体的施策（1）男女の均等な雇用機会と待遇の確保

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
女性職員の積極的登用・育成	職員研修による人材育成等による個々の職員がもつ能力を十分に発揮できる環境づくり	総務課

### 具体的施策（2）女性の就業支援

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
女性の就労等に対する情報提供・発信	支援事業所、相談機関等に関する情報を広報誌やホームページ等で発信	まちづくり課
安心して就労できる環境づくり	子育て中の方が就労しやすいように「ファミリー・サポート・センター」、「一時保育」の案内、利用の促進	こどもみらい課

### 具体的施策（3）事業所の女性活躍の取組支援

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
女性活躍推進に積極的に取り組む企業への支援に関する調査・研究	女性活躍に積極的に取り組む企業を支援するため、公共調達等における措置の導入等に向けた調査・研究	まちづくり課

#### 【成果指標】

指標や目標の項目	目標
公共調達等における措置の導入に向けた資料の収集・調査・研究	令和9年度まで

### 具体的施策（4）ワークライフバランスの推進

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
ワークライフバランスに関する情報の発信	広報誌等での啓発と先進企業の取組みの事例紹介	まちづくり課
町民活動に関する情報の積極的発信	広報誌等での情報発信と仕事以外の楽しみや生きがいを見出すきっかけの提供	まちづくり課 社会教育課

## <施策の方向③ 地域や家庭における男女共同参画の推進および促進>

### 具体的施策（1）地域活動における男女共同参画の促進

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
地域活動を行う団体役員等への女性参画の促進	地域で活動する団体等への研修会等の案内と地域で女性が活躍するための環境づくり	まちづくり課

#### 【成果指標】

指標や目標の項目	目標
地域活動団体に対する研修会の案内、実施の働きかけ	1団体/年（令和5～9年度まで）

### 具体的施策（2）家庭における男女共同参画の促進

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
父親の家事・育児に対する参画意識の向上	家事・育児・介護等を女性だけが担うものではないという認識が広がるような啓発活動と福岡県が作成した「パパブック」の周知等の情報提供	まちづくり課 こどもみらい課
育児休業制度の認知度の向上	育児・介護休業制度の取得に関する啓発や利用事例に関する情報提供による周知と就労を続けられる環境づくり	総務課

#### 【成果指標】

指標や目標の項目	令和4年度 (県調査)	令和9年度 (町調査)
炊事・掃除・洗濯などの家事を主にしているのが配偶者（女性）と答える人の割合	75%	70%

## <施策の方向④ 防災分野における男女共同参画の推進>

### 具体的施策（1）防災分野における女性の視点の反映

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
防災対策における女性の視点の反映	避難所運営や災害備蓄品に女性の視点を導入	危機管理課

### 3. 基本目標Ⅲ 健やかで安全・安心に暮らせる環境づくり

高齢者、障がい者、生活困窮者、外国人、性的少数者（LGBT等）など、男女の性別に限らず多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、非常に重要なことです。SDGsの根底にある「誰一人取り残さない」という理念も、非差別と平等を尊重する人権の基本的な原則を反映したものです。

また、現在では性情報の氾濫、互いの性への理解不足により予期せぬトラブルが生じており、身体的性差や性的指向、性自認、性的同意、健康に関する正確な知識を得て、心身ともに健康を維持していくことが、相手への思いやりにも繋がり、ひいては男女共同参画社会の形成に寄与するものになると考えます。

また、安心して暮らせる環境において、暴力は絶対にあってはならない行為です。DV被害者の多くは女性である一方、経済的に自立が困難な場合も多く、そのせいで泣き入りする人がいるのも事実であり、暴力を加えることは決して許されることではありません。DVの更なる予防啓発を行っていく必要があります。もちろん、DVのみならず、あらゆる暴力の廃絶を目指します。

誰もが安心して自分らしく、健康に暮らせる社会をつくるためには、幼少期からの徹底した人権教育等により、多様性のある社会を実現する意識を醸成することが重要です。加えて、関係機関・団体等が知恵や情報を共有し、連携した取組体制を構築することにより、きめ細かな支援を社会全体で支えていく基盤づくりが必要です。

#### 【基本目標Ⅲに関するSDGs】



## ＜施策の方向① 健やかで充実した生活環境の確保＞

### 具体的施策（1）子育て支援の充実

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
保育サービスの充実	保育園での延長保育や一時保育、病児保育事業、放課後児童健全育成（学童保育）事業など、多様化する保育ニーズへの対応の充実	こどもみらい課 学校教育課
地域における子育て環境の充実	子育て支援センター「ゆうゆう」を核とした地域でこどもを育てる環境づくりと、ファミリー・サポート・センター事業を通じた地域の子育て人材の育成	こどもみらい課

### 具体的施策（2）生涯を通じた心身の健康支援

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
児童生徒への性に関する情報提供と啓発	児童生徒に性と生殖に関する正しい知識と理解を得られるような性発達段階に応じた性教育指導の実施	学校教育課
女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	産前、産後、更年期等のライフステージに合わせた情報提供	健康福祉課 こどもみらい課
生涯を通じた男女の健康促進	性別や年代で変化する健康問題に対応できるような健康診断の受診促進や健康指導の実施	健康福祉課

### 具体的施策（3）多様な人々の健やかな暮らしに向けた支援

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
生活困窮者自立支援制度の周知	生活困窮者自立支援事業の周知	健康福祉課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する医療費の助成や手当、経済的自立、生活支援等に関する情報提供	住民課 健康福祉課 こどもみらい課
高齢者、障がい者等、すべての人が安心して暮らせる環境整備	年齢、障がい、性別などにより困難な状況に置かれることなく、すべての人が安心して暮らせるような各種制度の情報提供	健康福祉課

## ＜施策の方向② 配偶者等からの暴力の防止および被害者支援＞

### 具体的施策（1）DV 防止に向けた意識啓発

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
DV 防止に向けた啓発の充実	DV 防止に向けた研修の案内や啓発物等の配布と、意識の啓発活動	まちづくり課 健康福祉課
デート DV に関する啓発	デート DV を未然に防ぐため、特に若年層を対象とした啓発活動	まちづくり課 学校教育課

### 具体的施策（2）相談体制の充実

#### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
被害者が安心して相談できる環境整備	DV の被害防止や発生時の相談窓口についての町民に向けた情報発信	健康福祉課
かすや地区女性ホットラインの継続	暴力をはじめとする様々な悩みに対し相談できる体制の確保と相談窓口の認知度の向上に向けた周知活動	健康福祉課
個人情報保護の徹底	職務関係者からの二次被害を防ぐための個人情報の保護の徹底	すべての課
庁内連携による支援の充実	個別の状況に応じた関係課との連携と適切な対応の実施	すべての課

### <施策の方向③ 男女共同参画を阻害する暴力への対策>

#### 具体的施策（1）暴力防止に向けた意識啓発と被害者支援

##### 【主な事業内容】

主な事業内容	具体的取組	担当課
あらゆる暴力の根絶に向けた啓発	DVのみならず、性暴力、児童・高齢者虐待などすべての暴力に防止に対する啓発	健康福祉課 こどもみらい課 まちづくり課 学校教育課
あらゆる暴力を早期に発見するための環境整備	高齢者、児童、障がい者と関わる方をはじめ、すべての人が暴力防止に対する理解を深めることで早期に問題に気づくことができる環境づくり	健康福祉課 こどもみらい課 まちづくり課 学校教育課 危機管理課

## 第5章 計画に関する資料

○宇美町男女共同参画推進条例  
(平成29年12月8日条例第18号)

目次

- 第1章 総則(第1条－第10条)
- 第2章 基本的施策(第11条－第18条)
- 第3章 男女共同参画推進審議会(第19条)
- 第4章 雑則(第20条)

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきました。なかでも平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本の最も重要な課題の一つとして位置付けられました。

宇美町では、平成19年に男女共同参画うみプランを策定し、誰もがいきいきと輝くまちづくりを目指して、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を実施してきました。

しかしながら、性別によって役割を固定的にとらえる考え方が依然として根強く残っており、そのことが個人の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっています。

このような状況を踏まえ、ここに男女共同参画推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、宇美町(以下「町」という。)における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、自治組織、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に居住する者、町内に通勤する者、町内に通学する者又は町内を活動の拠点とする者をいう。
- (3) 自治組織 小学校区コミュニティ運営協議会、自治会その他の町内の一定区域に住所を有する者で形成された組織をいう。
- (4) 事業者 町内において事業又は活動を行う法人(個人事業主を含む。)及び団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 町内において、学校教育その他のあらゆる分野で教育活動を行う者をいう。
- (6) 固定的性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めるのが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を分けようとする考え方をいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力のことをいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (9) 積極的改善措置 第1号の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 全ての人に、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 全ての人に、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 全ての人に、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人に、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、学校、職域、地域等における活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女共同参画教育が推進されること。

(6) 全ての人に、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産その他の生殖と性に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されること。

(7) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等が個人の尊厳を侵すという人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。

(8) 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

#### (町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、国、県及びその他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民、自治組織、事業者及び教育に携わる者と協力して、推進施策を実施しなければならない。

3 町は、町民、自治組織、事業者及び教育に携わる者の模範となるよう、率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

#### (町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### (自治組織の責務)

第6条 自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることに鑑み、地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業や活動において、男女の均等な機会及び待遇を確保するとともに、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、その就労者が事業や活動と家庭生活とを両立することができるよう、環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、その就労者に対して男女共同参画の推進に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 事業者は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第9条 全ての人は、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とした差別的行為を行ってはならない。

2 全ての人は、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の表示に際しての配慮)

第10条 全ての人は、公衆に表示する情報において、固定的性別役割分担意識若しくは性にに基づく暴力などの人権侵害を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る計画等)

第11条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 町は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

(施策の策定等における配慮)

第12条 町は、施策の策定及び実施において、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町における取組)

第13条 町は、男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、委嘱し、又は選任するときは、委員の数について、一方の性別に偏らないように努めること。

(2) 性別にかかわらず職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、職域の拡大、能力向上の機会を確保すること。

(3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を、性別にかかわらず活用することができる環境を整備すること。

(教育の充実)

第14条 町は、基本理念にのっとり、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野及び世代に応じた教育の場において、人権意識の向上と男女共同参画の意識を啓発する教育の充実に努めなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第 15 条 町は、性別にかかわらず全ての人が相互に協力しあって子の養育、介護その他の家庭生活における活動と職域、学校、地域等における活動を両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(町民、自治組織、事業者及び教育に携わる者への支援)

第 16 条 町は、町民、自治組織、事業者及び教育に携わる者に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第 17 条 町は、男女共同参画推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備しなければならない。

(苦情の処理等)

第 18 条 町は、町が実施する施策で、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関し、相談があった場合は、関係機関と連携して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第 3 章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会)

第 19 条 町における男女共同参画の推進を図るため、宇美町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 町長の諮問に応じて、基本計画の策定及び変更に関して調査審議すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の実施状況について、町長に意見を述べること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項に関して調査審議すること。

3 審議会は、10 人以内の委員をもって組織する。

4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第 4 章 雑則

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○男女共同参画社会基本法  
(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律  
(平成二十七年法律第六十四号)

目次

第一章 総則（第一条—第四条）  
第二章 基本方針等（第五条・第六条）  
第三章 事業主行動計画等  
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）  
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）  
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）  
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）  
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）  
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）  
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）  
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女

性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主

行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活

における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合におい

て、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業

における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

##### (この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

##### (政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

##### (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第五百九条の規定 公布の日

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律  
(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実

施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための

措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所

において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日